

やく秋草姓名部に論はれたれば、さらにもいはず、今按するに、カバ子に戸の字を書たるは、後人の所爲なれども、そのよしなきにあらず、姓の和訓かばねのはねはほねなり、はさほ相通續紀八孝謙紀天平勝寶三年二月己卯、雀部朝臣真人が上疏に、骨名と書たり、新撰姓氏錄の序には、氏骨かばねと書たり、骨字氏字にかの訓なし、こは義訓ならん、正しく姓の字訓にやごおもふは、景行紀に、美濃國造名神骨かばねといふ者見えたり、四年春二月あり神骨は人の名なれども、姓の訓義を釋く證据とすべし、姓を神骨かばねといふよしは、天朝の萬姓は、神の御名より起り、又神世の職名をも取て姓とし賜へば、これを子孫に傳へたり、譬ば人死すれば、その形體は土になれども、その骨はなほ遺れり、姓はその祖神の骨の如しこゝをもて姓を神骨かばねといふなるべし、又髮骨かばねの義ともすべき歟髮も亦骨ともに朽ざるものなり、この故に姓に戸字を書ものは、みな後人の所爲にしあれども、そのよしなきにあらずといふなり。

〔日本書紀景行〕四年二月、是月天皇聞美濃國造名神骨之女、兄名兄遠子、弟名弟遠子、並有國色、則遣大確命使察其婦女之容姿、

〔標註職原抄別記 下〕氏長者

姓を加婆禰あり、日本紀に骨名、また根可婆禰さかけらは共、云は、頭根の義にて、夫フ妻シテ通音なり、頭を加夫カツチ訓むは、頭椎劍カツチの例にて知べ、氏中の宗長たる者、その頭として同族を率ひ、公家に仕奉るよりいふ稱にて、略下

〔南留別志三〕一戸といふ事は、異國にはなき事なり、族といふ心なり、氏族の貴賤を分てるなり、同じ姓にても、朝臣をなめる家もあり、真人をなめる家もあり、宿禰をなめり、連をなめる家もあるなり、

〔姓氏解 下〕日本姓戸

嵯峨天皇ノ時、中務卿萬多等親王、右大臣藤原國人等、新撰姓氏錄三十一卷ヲ著リ、一千一百八十